

会議名	第１回 デジタル政策支援業務受託事業者プロポーザル選定委員会
日時	令和６年４月１０日（水）１４：００～１５：００
場所	企画財政室横会議室
資料	【資料１】デジタル政策支援業務委託事業者プロポーザル実施要領（案） 【資料２】デジタル政策支援業務 審査評価項目（案） 【資料３】業者選定スケジュール 【資料４】実施要領（案）におけるプロポーザルガイドラインとの対応一覧 【資料５】学識経験者指摘事項一覧 【参考資料１】デジタル政策支援業務調達仕様書（案） 【参考資料２】デジタル政策支援業務委託事業者プロポーザル選定委員会設置要領 【参考資料３】吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（R6.4.8改正）
参加者	<委員> デジタル政策室長、デジタル政策室参事、人事室参事、市民課参事、会計室主幹 <事務局> デジタル政策室 職員
議事録 <発言者>	<発言内容>
	<u>開会</u>
事務局	<事務局より資料の説明>
委員長	質問・御意見があればお受けしたい。
委員	現行の契約が、６月３０日までであり、今回のプロポーザルで選定した事業者との契約が７月１日となっている。業務の引継ぎなどに問題はないか。
事務局	本業務は、窓口業務のように７月１日から業務を実施していただかないと、本市の業務が滞るような性質のものではない。現行契約者に業務完了に係る報告として、残課題等の報告を受け、市から新事業者に改めて支援を求めることで、有意義にコンサルティングを受けたいと考えている。
委員	従事を求めるプロジェクトリーダーについて、専任としなくてよいか。
事務局	現行契約事業者のプロジェクトリーダーも兼任であり、業務に支障は発生していないことから、兼任も可としている。
委員	昨今、１者入札に厳しい目が向けられているが、複数社が来る想定か。
事務局	予算要求の際の参考としては、現行の事業者を含む３者から見積を取得している。今回、参加要件の実績のうち、「自治体でのコンサルティング実績」の要件を外しており、広く募集している。
委員	辞退届にのみ押印を求めているが、正しいのか。真正性を担保する目的であれば、全ての書面に押印を求めるべきでないか。
事務局	事前に法制室の弁護士に相談した結果、プロポーザルは法的に拘束力を持たず、実

委員	際の契約時に初めて法的拘束力が発生するとの見解を受けている。よって、全ての書面において押印不要と考えている。ただし、なりすまし等の防止のため、対面・電話で確認するなどには必要と考えている。
事務局	提案書を持参する時に、他の事業者と鉢合わせし、談合等に繋がらないよう、配慮が必要ではないか。
委員	募集要項に対応を記載する。 プレゼンテーションを実際に実施する者は、素質を見るという意味でも、プロジェクトリーダーにすべきではないか。また、プレゼンテーションの事業者側参加人数を制限した方がよいのではないか。
事務局	募集要項に記載する。 二次審査の審査項目について、二次審査では一次審査の項目も、もう一度評価し直すという認識か。
委員	一次審査の書面審査で点数を付けたが、二次審査でプレゼンテーションを聞くことで、理解が深まり、点数が変わることもありえると思われる。
事務局	いただいた意見をもとに、一次審査及び二次審査の方法と審査項目について再考する。
委員長	いただいた御意見を事務局で反映させ、判断は委員長に一任いただくということでよろしいか。
一同	<異議なし> <u>閉会</u>